

薬子の変と平安文学——歴史意識をめぐって

久富木原玲

はじめに

平安初期の八一〇年、平城上皇が起こした薬子の変は、機先を制した嵯峨天皇の対応が功を奏して、実際に戦闘状態には立ち至らなかつた。だが、上皇と天皇が武力を以て対峙する二所朝廷の事態は実に三五〇年後の保元・平治の乱までなかつたという点で注目すべき変である。そしてこの変の結果と、変の前後に設けられた藏人所及び齋院制度の創設は平安時代の政治・文化・文学に大きく関わっていくことになる。

一、薬子の変

平城上皇は実在位わずか三年にして、八〇九（大同四）年四月一日皇太弟神野親王に位を譲った。天皇はこの春に発病し（『日本後紀』同年正月壬申条）、なかなか回復しなかつたためである。天皇は「風病」に悩まされており、医学史家の説明によれば神経系疾患の一種で現在の躁鬱病に近いものだという^{（注1）}。親王は再三にわたり固持したが、結局十三日には即位して嵯峨天皇となり、翌日、上皇の皇子高丘親王を皇太子にたてた（『日本紀略』前編一四）。上皇となった平城は平安京を離れ、「病を数処に避け、五遷の後、平城に宮す」（『日本後紀』一七）とあるように、五

回に亘って居所を変えた。

この間は「二所朝廷」（『日本後紀』卷二〇）という事態ではなかったと考えられるのだが、十一月に入ると、上皇をめぐる情勢が急展開を遂げる。五日、右近衛中将藤原真夏らが摂津及び平城旧都に派遣されたのである。それは上皇の宮地を占うためであった（『類聚國史』卷二五 帝王五）。そして、十二月に摂津から水路、平城古京に入った（『日本後紀逸文』大同四年十一月丁未条）。北山茂夫はこのように平安京を離れようとしたところに上皇の心境の変化があらわれているとし、おそらく上皇の疾病は本復に向かったのであるとする^{（注2）}。それから七日後に、朝廷は右兵衛督藤原仲成その他を平城旧都に上皇のための新宮を造るために遣わしている。そして上皇はまだ宮殿が完成していない十二月四日、水路から平城に向かい、故右大臣大中清麻呂の邸第に仮に居所を定めた。北山はさらに、その翌年の正月に入ると、嵯峨天皇の発病によって、「二所朝廷」の状況に著しい緊張関係が生じたと言く。そこで朝廷は同年三月一〇日に、巨勢野足、藤原冬嗣の二人を蔵人頭に任命した（『公卿補任』）。これは川上多助が指摘するように、「巨勢野足、藤原冬嗣を蔵人頭に補して機密の文書を掌らしめ、その外部に漏るるを防いだ」のである^{（注3）}。『日本後紀』には、これに関する記事が欠けているために、この人事にまつわる事情はよくわからないが、天皇に直属する機関が創設されたのは特筆すべきことであった。

北山はこの川上説に賛意を示しながらも、さらに嵯峨天皇の、旧年末から年頭におよぶ病状を主体者側の条件として、つまり朝廷の内と外との緊迫した事情のもとに蔵人所が創設されたと考えている。二所朝廷の諜報活動が激しさを加えてくる中で蔵人所が設けられ、天皇に最も信頼される二人がその頭の位置に就いたのである。

これは上皇をいたく刺激した。六月二十八日に至って、上皇が詔を発して観察使を廃止して参議を復活させ、封邑の制もまた旧数によるべきと宣布した（『日本紀略』前篇一四）ことを以て、北山は「これは、平城が、上皇の名において、この重要な官制の改廢に介入したことを意味しよう」と説く。

そして九月六日、上皇は平安京を廢して都を平城の地に遷すことを命令した、とされている。『日本後紀』の記事は

簡略すぎて、この命令が上皇から天皇ないし朝廷に伝達されたのか、あるいは上皇の詔として天下に宣布されたのかよくわからない。これに先だつ七月中旬に、嵯峨天皇は再び病に罹り、本復までにはほぼ一ヶ月を要した（『日本紀略』前編一四）。

このような嵯峨天皇不豫の直後、平城上皇は遷都の命令を下したのであった。しかし朝廷は四日後の十日には、上皇の出行に備えて強硬な対策を講じている。北山は、

一、攻防体制の整備、二、仲成の拘束、三、嵯峨天皇の態度の三点を挙げて考察している。まず一に関しては、「伊勢、近江、美濃三國府並びに故関」を鎮護するために、使節を派遣した。この体制が特に東方に対してとられたのは、上皇の東国入りの情報を掴んでいたか、あるいはそのような可能性が大きいことを見込んでいたものである。とりわけ伊勢國と鈴鹿故関を重視して伊勢使長官として蔵人頭巨勢野足を置いた。さらに同日、朝廷は機先を制して上皇派の首謀者と目される参議右兵衛督藤原仲成を捕らえた。仲成は遷都をめぐる騒然たる状況にあったにもかかわらず、平安京にとどまっていたのであって、上皇側の挙兵計画がどの程度進んでいたのか疑わしいとする。また『日本後紀』（卷二〇）は「二所朝廷」の疎隔、平城遷都の企てなどすべてが葉子の策謀によるという建前に立ち、次のように述べている。

詔曰。天皇詔旨良麻止勅御命乎親王諸王諸臣官人等天下公民衆聞食止宣。尚侍正三位藤原朝臣葉子者。挂畏柏原朝廷乃御時尔春宮坊宣旨止為任賜支比而其為性能不能所知食退賜比去賜文比然百方趁比太上天皇近尔奉流今太上天皇乃讓國給流大慈深志乎不知之比己我威權乎擅為止非御言乎事御言止云都褒貶任心比曾无所恐憚。如此惡事種種在止太上天皇親仕奉尔依比思忍御坐。然猶不飽足止之。

二所朝廷母乎言隔比遂尔大乱可起。

又先帝乃万代宮止定賜流平安京乎棄賜比停賜之比平城古京尔遷止奏勸比天下乎擾

乱百^手姓亡弊。又其兄仲成。己^我妹^乃不能^所波^不教^正之^氏。還^侍其^勢以^二虚^一詐事^一。先^乃帝親王夫人^平凌侮^氏棄家乘^レ路^氏東^辛苦^世之^如此罪惡^レ不可^二数^一尽^乃理^尔任^尔勸賜^比罪^奈賜^布有^止所^毛思行有^依輕賜^比宥賜^比。藥子者位官^氏解^氏自^二宮中^一退賜^比仲成者佐渡國權守退^比宣。天皇詔旨^平衆聞^止宣。

とある。藥子の変は日本の歴史の中で唯一、女性の名が冠された変であり、一般的に藥子と仲成が上皇をそそのかしたと言われるが、北山の説く通り、平城上皇は決して暗愚の天子ではなかった。『類聚國史』卷二五には「天皇（平城）識度沈敏にして、智謀潜通し、躬ら萬機を親くし、己に克て精を励し、煩費省撤し、珍費を棄絶し、法令厳しにして、群下蕭然・・・」とある。この兄妹が関与していたにしても、これらの重大事に臨んでの行動の主体はあくまでも、上皇その人であり、上皇は藥子、仲成によって操られる傀儡ではなかった。北山茂夫はこのように説いて、論文タイトルも「平城上皇の変についての一試論」としている。

また橋本義彦も、前掲『日本後紀』の記事について、ここで眼目とされているのは、藥子をくさぐさの悪事の張本人と断じ、仲成をその追従者と位置づける反面、平城太上天皇に責任の及ぶことを極力避けている点で、いわば勝者の主張であり、その間には矛盾撞着がないわけではない、とする^(注4)。橋本は仲成の経歴から、一応優れた事務能力を持ち、地方民政にも経験を積んでいたことがわかるとし、平城天皇自身も、造都・造宮と征夷に終始し、遊獵や宴会を好んだ桓武天皇の事績とは対照的であるとし、また先帝が『続日本紀』からいったん削除させた藤原種継暗殺事件に関する記事を天皇が復活させたことも、先朝の事績に対する反発修正として無視できない、とする。

なお、この変の直接の引き金になった平城遷都であるが、これも藥子たちの勧めによるものと一般に考えられているものの、橋本は朝廷が変事の中心人物である平城上皇の責任を追及するのを避け、藥子を「悪行の首」と断じ、平城京脱出さえも「太上天皇を伊勢に行幸せしめたる諸人等」の責任として上皇を極力かばっている姿勢が目立つとし、

この事件に薬子の名前を冠するのは適切でない、とする点で、前掲北山説と立場を同じくする。

また門脇禎二は、そこに旧京の東大寺を中心とする旧寺勢力との関係があったことを指摘している(注5)。即ち、遷都の命令の前年に東大寺の封物を東大寺の封庫二千戸を還収し、もとのように封物を東大寺の別庫に納めさせることにしていた(『類聚三代格』大同三年三月三月二六日太政官符)。これは桓武朝に、諸司の煩を除くためこの二千戸の封物も官倉に納めることにしていた(『類聚三代格』延暦十四年六月十一日太政官符)ことに対する修正措置であり、乱の前史として注意すべきであろうとするのである。さらに平安京へ移った人々と違って、依然として平城古京に残ったままの下級官人や富豪らがあり(注6)、それらの人々が平城遷都を望む人々であつたらうとする。平城天皇の側についていた人々の人数や顔ぶれは、『日本後紀逸文』大同五年四月戊子条、『日本後紀』弘仁元年九月庚戌条、同九月壬子などから知ることができる。

さて、朝廷は十日に平城上皇に対する攻防的態勢をととのえた。翌十一日には大外記の上毛野頼人が平城から馳け戻つて来て「太上天皇今日の早朝川口道を取りて東国に入れり。凡そその諸司並びに宿衛の兵悉く皆従ひぬ」(『日本後紀』)という最新の報告をした。そこで朝廷は頼人の報に接してすぐに坂上田村麻呂が「軽鋭卒」を率いて美濃道から東国に出ようとする上皇の軍を迎え撃つことにした。そしてその夜、朝廷は藤原仲成を射殺した。

一方、平城上皇は嗟嘆が十日に詔を発して尚侍薬子の位官を奪い、仲成を左降したことを聞くに及んで、ついに自ら東国に赴き兵を結集して朝廷に反撃しようとしたのである。中納言藤原葛野麻呂、左馬頭藤原真雄らが反対する中、上皇は薬子を伴つて平城宮から出発した。この時、「陪従人等周章して凶を失ふ」(『類聚國史』卷六六)という混乱ぶり、途中で、逃がれ出る兵士が続出したという。そして上皇が大和國添上郡越田村に至った時、朝廷軍によつて前方が遮られて進退に窮しやむなく平城宮に引き返し、上皇は剃髪して出家し、薬子は毒を仰いで自害した(注7)。

大塚徳郎は、この変の関係者を挙げて、次のように説いている。

式家が中心であることがわかるが、それに大伴・紀・大中臣などの旧氏族たる中級貴族の諸氏、帰化人出身として桓

武に重んぜられた菅野氏、および地方豪族から学者として勢力を得てきた吉備氏などが参加している。だが、氏全体の参加ということではなくて、どこまでも個人的参加の形をとっている。ただ、古い時代を背負ったというか、奈良時代的な性格を持っているというか、そのような傾向を持った氏が、時代からとり残されて行く過程が察せられるとする(注8)。

なお平安時代を「王の年代記」という視点から捉える保立道久によれば、薬子の変は奈良時代の政争と同様の血腥さをもつて展開した天武系王統から天智系王統への切り替えが終了し、貴族社会の秩序の再編も含めて、光仁・桓武王統が確立したことを意味しており、王家の側においては、嗟峨が圧倒的な支配権を獲得するとともに、高丘の立太子によって、王位継承権を否定されたかに見えた淳和が立太子して桓武の王位継承の構想が全体として再認識されたのである、とする(注9)。視点は異なるが、大塚・保立ともに薬子の変が新時代への分岐点になっているとすることに注目しておきたい。

二、平城朝の政治

平城天皇の政治史的意義について取り上げた論文はそれほど多くはない。目崎徳衛はその理由について、在位期間が短かったこと、一見、積極的な施策の乏しかったこと、薬子との関係に溺れ内乱によって一切の政治的業績をご破算にしたことなどから、『日本後紀』も平城を無視したのだと述べている(注10)。

だが、大塚徳郎も説くように、平安初期の政治を把握するためには、この時期を等閑視することはできない(注11)。また平城天皇の施策をみることは、彼が暗愚の天皇であったかどうかを知る指針となるという点からも重要だと思われる。大塚は、全般的に見て、平城天皇は律令体制を縮少して、その体制の維持をはかった政治を行ったとする。即ち、造都と征夷で財政的に破綻しかけた桓武天皇の政治を受け継いで、地方政治を刷新し、新しく台頭してきた地方豪族にも対処していくために、中央の有力官人を観察使に任命したのは意義ある政策で、光仁・桓武以来の政治の路

線をさらに推進しようとする方向性を持ち、同時に無用の官司・官人の整理・統合によって、膨張した財政を引き締めようとする意図が見られるのだが、天皇の病身と天皇を取り巻く中央官人等の勢力争いがあったために、集中化された強力な権力組織を作り出すことができずに終わったと説くのである。母が藤原氏ではなかった桓武天皇の時代に天皇への強力な権力組織が作られたが、このような集中化された天皇権力を継承したのが平城天皇であり、この場合、天皇への権力集中を阻む要素があった。それは天皇自身の健康であり、もうひとつは藤原氏出身者を母とすることからくる藤原氏の圧迫であった。

平城天皇は宝亀五年八月安殿親王として誕生し、延暦四年十二歳で立太子、ついで同七年元服したが、同十年には「枕席不安、久不平復」（続日本紀 延暦十年十月甲寅条）ということ、伊勢太神宮に平癒祈念するほど病弱であった。その病気は即位後も回復せず、大同四年二月にはそれが甚だしくなり、同年四月、それが理由で退位することになったのである。ゆえに大塚は、このように病身であったことが「性多猜忌、居上不寛」という猜疑心の強い性格を生み、そのことがまた「傾心内寵、委政婦人」という葉子の政治介入を招いたのであって、「識度沈敏、智謀潜通」で、「躬親万機」とされるように、政治には熱心であったけれども、独裁的権力を形成することができなかったのだとするのである。

このようにしつつも大塚は、平城天皇の政策について、

① 令制強調の政策

② 観察使

③ 官司・官人の統合・整理

これら三点について、詳細な検討を行っている。まず①に関しては、十六の項目を挙げて分析する。

在位期間は短かったが、令制を強調した点に特色があり、政治の大勢を動かすような大改革は見られないにしても、官人の職務の厳正を要求したり、形式を令制にかえたものもある。ただ時代の趨勢には逆行してただ令制を強調し

ただけのものもあり、さらに令制を強調しながらも、妥協せざるを得なかったものもある。

こうしてみると、なんらかの改革を推し進めようとする意図は伺われるものの、その結果においては積極的な改革にはならなかった。

次に②観察使であるが、これは平城天皇の即位に始まり、その退位によって生命を失ったもので、全く平城在任中のみ存在した職であり、この制度の性格を考えることは、平城の政治を理解するのに欠くことのできないものである。観察使は延暦二十五年五月十八日の平城即位の数日後に、当時参議であった者が任ぜられている^(注12)。観察使創置は、延暦五年四月十一日に諸国庸調支度物などが常に未納であり、また民を治めるのに朝廷に背く国郡司のために禁制をつくれという詔があつて、これに応じて十六か条の条例が作られたが、その後これが遵守されていないので、この十六か条を確実に実施するために観察使を置いたのである。

大塚論文は、観察使になった者が観察使としての立場から奏言したことによって、なんらかの改革のなされたものを時代順に表にして示し、これを分析して、ひとつには平城が桓武の都城造営、征夷などによって困窮した民の救済を、その政策の主眼としていたことを示し、次に租の納入、出挙の徴収の確実を期す政策であり、さらには国司に対する政策が示されているとしている。平城の政治が桓武の政治を受けて地方政治の引き締め、国司の監督を厳しくすることにあつたことがわかるとする。

さらに平城朝の政治の特色のひとつとして、官司・官人の相当数の廃止・併合が行われたことを挙げ、光仁・桓武の政策を受け継いで、令内官の整理に着手したのであり、不要のものを削減することによって、財政引き締めを行おうとしたものである。大塚は大同元年七月二十一日中務省中内記を廃止したことを初めとして、十三項目に及ぶ減員を総計し、概算だとしながらもその数は千五百九十三人 + a に及ぶのであり、三年間にこれだけの削減をなしたことは非常に大きな成果でありそれだけ経費の節約になったのだと述べている。

そして大塚は削減する一方で、必要なところには増員していることに注目する必要があるとしている。大同三年七

月二十六日大舎人寮を合併してつくった際に、少属一人を残しているし、同日に少納言三人を四人とし、内蔵寮に「供御忙劇」の理由で少属を増し、大蔵省には「出納事官員闕少」の理由で、大丞一人、少録一人を増し、大膳職には「省管陶司、併於件職、又主菓餅等、雖謂從停廢、其れ政復帰職、然則務繁人少」との理由で少一人、少属一人を増員しているのである。（大同三年七月二十六日付太政官謹奏「加置官員事」）

その他、大塚が指摘していることは、事務繁忙な下級官人を優遇して、その責務を果たさしめることという政策を行ったこと、大同三年九月二十四日には諸司廃合の目的を明らかにし、職務が均等化された現在においては、職の閑劇によって元の給与法を改めて衆司に平等に給与する趣旨を述べ、また四年壬二月四日には四位以下初位以上に要劇料をあまねく給わる趣旨を述べ、米価が高いので旧によって錢を給わることになっている。これでも「劇官以外不給衣服」の状態であったので、あまねく給わる方の態度を定めたもので、同年四月一日にはさらにそれを具体化している。冗官を削減し、整理した結果として、皆、同程度の事務量になったとして、これを均等に与えることにしたのであり、このようなところにも實際的、現実的であった平城の政治の一端が窺われる。

大塚は「むすび」の中で次のように述べる。平城は病身であり、しかも、藤原氏内部の紛争およびその他の氏との抗争の中であって、造都と征夷のために弛緩した前代の桓武天皇の政治を引き締めるために努力した。まず財政緊縮と民力の休養をはかり官司・官員の大量の削減を行い、さらに種々の面で民力の休養をはかった。一方、桓武から受け継いだ地方官の監督を厳しくするために観察使を置いた。観察使の設置による政策の徹底、官員の適切な配置と下級官人の優遇なども実質的な政治の効果上げるためのものであった。しかし、平城も薬子などの政治介入に見られるような圧力に服し、観察使もその創置の意義を失い、桓武の政治の後始末的な政治の効果も過小に評価されるようになった。そして、次の嵯峨の時代を迎えるが、大塚もまた橋本義彦と同様に「真の意味の奈良時代的なものはこの乱とともに去り、新しい平安的なものは、ここから出発するとも見られる」と述べている。

三、藏人所の設置

平城は決して暗愚の天皇ではなかった。それがまた讓位の後の「二所朝廷」の事態を招く結果にもなった。そして平城・嵯峨の対立が誰の目にも明らかになった、その最中に設置されたのが、藏人所であった。

朝廷で大臣・納言・参議が何事かを議決したとしても、それを天皇に奏上して裁可を得るまでには複雑な手続きと相当の日数を要する。その内容を上皇方に知られたくないとしても、詔勅として発布するまでには多くの官人の手を経なければならぬから、上皇方に内通する者があれば、内容はすぐに通報されてしまう。ゆえに黛弘道は、「天皇と上皇の対立が露骨になればなるほど秘密の保持が要請される」として、天皇方がその対応策を講ずる必要に迫られてくると説く^(注13)。藏人所は機密の文書や訴訟のこと、上奏宣伝のことまで扱う要職であり、初めは一時の便宜のために設置されたものであるが、その後も廃止されることなく存続した。黛は大同五年(薬子の変以前)の廟堂には右大臣藤原内麻呂(北家)、大納言園人(北家)、中納言坂上田村麻呂、藤原葛野麿(北家)、参議同繩主(式家)、菅野真道、藤原緒繼(式家)、吉備泉、藤原仲成(式家)、同真夏(北家)、紀広浜、多入鹿が顔を連ねていたが、この中で明らかに平城上皇方と目されるのは、参議藤原仲成のほか同真夏、多入鹿らであり、これに近い者として藤原葛野麿がおり、太政官における上皇方の勢力も決して過小評価できないものであって、藏人所の設置は天皇方が真剣に対応策を考えた結果であったことがよくわかるとする。さらに、天皇側を刺激したこととして、大同四年九月二十四日、三品葛原親王が嵯峨天皇に物を奉って敬意を表す儀式である奉献を行った翌日、皇太子高丘親王は天皇ではなく、実父である平城上皇に奉献していることに注目している。この時には上皇から春宮坊の役人や諸々の皇族たち、それに藤原(平城の生母乙牟漏の実家、式家)、阿倍(平城の乳母の家)、伊勢(高丘の生母伊勢継子の家)等の諸氏に広く物を賜っているのである。退位した天皇に奉献することは絶無であったから、皇太子高丘親王の平城上皇に対する奉献は異常なものであり、前日の奉献に対する巻き返しとみられるこの行為は、平城上皇こそ天下の実権を握っているとデモンストレーションしたようなもので、天皇は心中穏やかではなかったはずだと黛弘道は説く。

巨勢野足と藤原冬嗣が蔵人頭に任命されたのは、その約半年後の大同五年三月十日であった。蔵人所もこの時、設置されたものと考えられている。

渡辺直彦は蔵人所成立の時点、理由および創設当初の機能などについて、諸学説を整理して次のように述べている(注14)。

① 和田英松は初めは機密文書や訴訟のことを掌ったこともあったと考えられ、後には詔勅を伝宣することにも関係して、少納言や侍従の職務にも介入し、遂に禁中一切のことを総掌するようになったとする(注15)。

② ついで川上多助は右の和田の見解を踏襲・発展させ、嵯峨天皇は平城上皇との間に確執があるため、機密の文書あるいは訴訟を取り扱う場合、太政官を通じて規定の手続きを経れば、機密が上皇に漏洩する危惧があるため、近親を殿上に侍せしめ、これを掌らしめるために創設したとする。蔵人所は、その当初は一時の措置であっただろうが、その後常置の職となり、常に禁中に侍して勅命を伝宣するところから、権甚だ重く、少納言・侍従等、太政官の官制によって宣伝を掌ったものは形式的な詔勅のみを取り扱い、政治的に重要な天皇の命令は、内侍宣により内侍がこれを奉って蔵人頭に伝宣するようになったとする(注16)、この川上説は蔵人所の設置を菓子の変と有機的に関連づけて考察したもので、その主旨は概ね通説の基礎となっている。

③ また吉村茂樹の見解は、蔵人所の創設時日、その設置理由、初期の蔵人の職掌、令制官司への影響のうち、中務省を付加する(注17)。

④ さらに藤木邦彦説も以上の三論文を踏襲したものであるが、ただ蔵人は元来、累代の書物を納めてある納殿を管掌していたもので、それが蔵人所の設置以後は天皇の秘書官的なものとなり、且つ天皇の命令が簡単に蔵人宣や蔵人下文をもって出されることとなり、これによって形式的な律令政治の弊害は大いに改善されたと指摘する(注18)。

以上が現在ほぼ通説化した見解であるが、これに対し、

⑤ 角田文衛は蔵人所の前身として勅旨所を想定する。天平宝字六年五月頃に創設されたと思われる勅旨省は、延暦元年四月十一日の詔により廃止されたが、実質的には勅旨所と改称して存続していることに着目し、その勅旨所は

1 機密保持や勅旨の速やかな下達、2 皇室料地の管理を職掌とするものであるが、このうち1の機能は蔵人所によつて奪われ、2のみが残つたが、これも後には内蔵寮や蔵人所などに移管されたようだと推定する。そして蔵人所を設置したのは通説では嵯峨天皇だとするが、実はその主唱者は藤原内麻呂・冬嗣らであり、平城上皇と嵯峨天皇との確執を奇貨とし、両人が巧みに勧めて設置したと推測している(注19)。この角田説はその後、目崎徳衛によつて「穿つた説」と評されつつも、この時期の政治情勢は平城・嵯峨両朝の対立だけからすべて解釈できるものではないとして、概ね賛意が示されており(注20)、弥永貞三は角田説を「蔵人所の先駆的形態と考える見解」として取り上げ(注21)、亀田隆之も「一説たるを失わない」とする(注22)。

⑥ また弥永貞三は、蔵人頭巨勢野足・藤原冬嗣の武官としての履歴に意味を持たせ、天皇の護衛を堅くするという意図もあつたのではないかと推測する一方、蔵人に補せられた清原夏野・朝野鹿取は著名な文人で、これらの人々が天皇の側近として一つの令外官体制を創り上げていたともいう。そして蔵人に関する当初の職掌内容は伝わってはいないが、後の史料から考えて、殿上に近侍し、文書・命令を伝達し、機密の漏洩を防ぐ重要な役職で、天皇の家政機関の中樞と論じている。さらに初代の蔵人頭となつた野足と冬嗣は、天皇の東宮時代に春宮坊の官人であり、天皇と個人的なつながりの強い人材が選ばれていると指摘し、ここでは形骸化した中務省の官人には依存できない枢機を扱うことができたであろうと推定する(注23)。

⑦ このほか、亀田隆之は、従来の研究はいずれも蔵人所を真正面から扱つたものでないことを指摘し、嵯峨朝の政治と関連づけて特に設立期の蔵人を主体に論じる。弘仁元年に蔵人頭は初めて置かれたが、蔵人はそれ以前から置かれていたのではないか。蔵人は令外官としても、かなり特殊な存在であり、蔵人頭のみは当時の政治情勢が生んだ異例の措置であり、一時的便宜的な性格の職であつたと考えられること。つまり、最初からひとつの官司として活動を開始したのではなく、天皇の私的な関係にある官人たちが、天皇の命を受けて活動するという色彩の濃いものではなかつたらうか、と推論する(注24)。

これらの通説に対して、

⑧ 森田倂は、蔵人の創設が薬子の変と関連があると説く従来の通説を批判して、変と関係があるとすれば変後の蔵人所が停廃されないで、発展したことの説明がつかないとする。蔵人所は皇室の家政や天皇の身辺の雑事に奉仕する内廷の家務機関ともいふべきもので、蔵人により、内廷関係諸司の再編強化を図ったところにその意義があるとする^(注25)。

渡辺直彦は概ね、右のように諸説整理した上で、およそ令外に官司が設けられるには、それを置かねばならないよ
うな、その時点における然るべき事情・理由が存在するはずであるとして、蔵人所の成立過程について当時の実情に
即して、次のように五点を挙げて説く^(注26)。

1 尚侍としての藤原薬子

内侍司は男官の中務省に相当し、常侍・奏請・宣伝などに供奉する重職であり、令職ではその長官である尚侍はふ
たりである。薬子は平城上皇の東宮時代、藤原縄主との間の長女が東宮に入内したのを契機として「東宮宣旨」とし
て仕え（日本後記弘仁元年九月丁未十日、己酉十二日の各条）、東宮即位後、大同の初年より「典侍」となり、ついで
「尚侍」になった。その威勢は、「百司衆務、吐納自由」（日本後記・弘仁元年九月己酉十二日）、「常侍帷房、驕託百
端」（日本後記・大同四年四月戊寅三日条）という具合であった。

そして大同二年四月二十六日には桓武天皇の後宮夫人以下の任官を停止し（類聚國史卷四十後宮部、官人職員）、同
年十二月十八日には後宮の官人のうち、内侍司の処遇改善が進められる一方で、他の後宮職員の任官停止や男官への
切り替えなど女官排除の傾向が目につく。即ち後宮の官人のうち、内侍所の職員のみについて、その給禄の品秩を改
定し、尚侍は従五位から従三位、典侍は従六位から従四位、掌侍は従七位から従五位の官に準じた待遇を受けること
になった（『類従國史』卷四十後宮部、内侍司）。この一連の施策は、寵を一身に集めた薬子の恣意の現れと見てよか
ろうとする。

2 二所朝廷と諸司分直

平城上皇の平城宮遷御に伴って、嵯峨天皇の内裏百官諸司のうち、中納言一人・参議五人・外記一人、そのほか馬寮・水部・酒部などが平城宮に供奉した。このほかにもつき従った官人のあったことは、変後の左遷や解官の記事によつて推測されるとし、このうち参議以上は六人で、当時の公卿十二人のうち、その半分が上皇の平城宮に供奉していたわけで、まさに「二所朝廷」という表現の通りの事態であり、このような状態では内裏における官議の運営は相当地に困難で政務の遂行にも支障を来したことが予測される。

3 嵯峨天皇不予

嵯峨天皇は即位後、暫くして不予となり、弘仁元年正月頃から同年八月頃までは早良・伊予両親王の怨霊の祟りのこともあり、その平癒のためにいろいろと手段を尽くしている。蔵人所が創設されたのは、この期間中のことである。

4 蔵人所と枢密院

蔵人所の蔵人、特に蔵人頭と唐代に枢密院に置かれた「内枢密使」とは類似する点が少なくない。枢密使は内外の間に介在して勅旨を中書・門下両省に宣伝するパイプ役で、朝恩ある宦官（内侍）が多く補せられたという。蔵人が果たして唐代の枢密使の制に倣つて創設されたのかどうかは裏付けることはできないが、蔵人所の設置以前に、唐朝の枢密使のことはわが国で知られていたものであろう。

5 内侍宣と蔵人

土田直鎮は、平安初期の内侍宣はその形は様々だが平安中期の、様式が整備され且つ主として宮廷内の単純な取り次ぎや儀式的な事柄に関与するようになった内侍宣に比べると、かなり充実した内容の事柄をも取り扱った事実を指摘しており内侍宣が平安初期に於いて最も行政面に接近していたことを物語るとする^(注27)。そして陣に布幔を懸ける事を命じた記事（天長二年十二月九日内侍宣『西宮記』十九、左近陣座廊）の中に「掌侍当麻真人浦虫子仰右中弁藤原朝臣愛発云」とあるが、藤原愛発は当時蔵人頭右中弁であつて、内侍宣を蔵人頭が承つたことが知られるのはわず

かに一例に過ぎないが、貴重な記事であると指摘する。そして、内侍宣は平安中期にはその形式を整えると同時に、甚だ影の薄いものとなり、その実は蔵人の宣に変わって行ったが、その理由を曾て東宮宣旨であり、平城天皇即位の後、尚侍として寵をほしいままにした藤原薬子の「悲しむべき事変の記憶が内侍の活動を制する方向に働いたのかも知れない」と推論する。

渡辺直彦も「内侍宣の機能が高度に發揮され、且つ乱用された時代があったとすれば、それは大同年間における尚侍藤原薬子の時においては、他に思い当たらないのである」^(注28)として、土田説に賛意を表す。令制内侍(尚侍・典侍)の職権の一部、それも奏請・宣伝という内廷・諸司間のパイプ的機能が次第に実際面において令外の蔵人に移行・凌駕されていったことは間違いないであろう。この意味で蔵人は職制上、内侍の系譜を引くものと見なしてよい。

渡辺はこのように蔵人の成立要因として五点について検討して、次のように結論づける。平城天皇の寵愛をほしいままにした薬子は尚侍という立場から他の後宮宮人の任官を停止するなどして権力を行使しようとした。加えて事実上の「二所朝廷」が出現したため政務の渋滞や混雑が起きたことが推測される。しかも嵯峨天皇の病も重く、万機も擁滞し、一時は神璽を奉還しようとしたほどであった。ここにおいて尚侍に代わって置かれたのが蔵人ではないか。大同年間以来、薬子の恣意によって、尚侍の職掌が乱用された忌まわしい事態に鑑み、尚侍(女官)に代わるに蔵人(男官)を以て、奏請・宣伝・諸司の職を掌らせたのではなからうか。

第二節でみた、平城朝のきめ細やかな政治からすれば、「後宮宮人の任官を停止する」というようなことは、天皇自身判断によるもので、どの程度薬子が関与したかは不明であるというべきであろう。だが、内侍所の職掌が蔵人に、女性官人から男性官人へと移って行ったこと、その転換点に薬子の変があったことは確かである。

四、薬子の変の歴史・文化への影響

1

橋本義彦は薬子の変乱があっけない幕切れで終わったのとは対照的に、これを転機として歴史の流れが大きく変わっていったとして、次の三点を挙げる^(注29)。まず第一に、平安京が「万代の宮」の帝都の地位を確立したことである。長岡遷都から二十五年、平安遷都から数えても十七年を経た時点で起きた平城遷都の議は、人心に深刻な動揺を与え、これがこの争乱の中心であった。ところがこの変の後は遷都の議は全く影をひそめ、嵯峨朝廷によって「万代の宮」と宣言された平安京は政治や文化全般にわたって「平城的なもの」を払拭し、「平安的なもの」を育んでいった。そしてその「平安的なもの」こそ、日本の歴史・文化の根幹として現在まで生き続けているのである、とする。第二に太上天皇の政治的地位に一定のけじめをつけたとする。令制における太上天皇の地位は概ね天皇に準ずるものとされており、その敬称は陛下とし、自称は朕といい、その言詞は詔または勅と称された。岸俊男によれば、その政治上の地位も、中国の太上皇帝の例や奈良時代の実例に徴すると、太上天皇はもともと政治の場から完全に閉め出されたわけではなく、潜在的には天皇と同等の大権を保持していたとされる^(注30)。従って平城太上天皇の場合も同様で、その政治行動もとりわけ異常なものとするにはあたらないが、この変乱を機としていわゆる「二所朝廷」的な状況が清算され上皇の政治的地位は大きく後退した。そしてこの変を教訓とした嵯峨天皇は、讓位後は自ら「万機の務、賢嗣に伝え、八柄の権、復た知る所にあらず」として、一君万民的な観念を標榜し、天皇と太上天皇とのけじめを宣明した(『類聚国史』巻二五、弘仁十四年四月辛亥嵯峨太上天皇勅書)。こうして、太上天皇は中国の太上皇帝型から「父子の義」を前面に押し出した「院」へと変貌していくと説く。

第三として、この変乱を境にして、藤原北家が急速に勢力を伸ばし、政界制覇を成し遂げるに至ったことである。京家、南家はすでに失脚し、式家は仲成がこの変乱で処刑され、大きく後退したが、北家は右大臣内麻呂がこの変乱を乗り越え、特にその嫡子冬嗣は嵯峨天皇の腹心として活躍し、これを契機にして急速に昇進を遂げた。

さらに冬嗣の男良房も嵯峨上皇にその才幹を見込まれて皇女潔姫を賜り北家の覇権を政界に確立し、藤原貴族政権の成立に大きく踏み出したと説く。

では、橋本の説く「平安的なもの」とは何か、「日本の歴史・文化の根幹」として現在まで生き続けているものとはいったい、何であろうか。目崎徳衛は「伊予親王的タイプこそ、ほかならぬ平安貴族文化形成の方向を示す」として、その方向性は神野親王（嵯峨天皇）にも存したとすべきであり、「従って当然神野親王の身边にも、平城朝の政治方針に対するある程度の違和感があったと考えられる。」とする^(注31)。目崎は伊予親王が無実の罪によって幽閉自決に追いやられた伊予親王事件を親王の派手好みな性格が平城朝の緊縮方針に合わなかったことをその一因と考えている。伊予親王は父桓武天皇に非常に愛されたが、それは彼がすこぶる遊宴を好み、風流を愛する派手な性格で、山荘を数カ所に持ち、たびたび父帝の行幸を迎えているのだが、そのような行状が緊縮政治を絶対に必要とする現実から出発し、これを鋭意推進した平城朝の方針と大きく食い違ったところに、伊予親王事件の遠因があると説く。即ち、桓武・嵯峨・淳和の諸帝王の盛んな遊獵・遊宴の間にあつて、平城のみはほとんどこれを行わず、神泉苑を除いてはわずかに大堰・北野の各一回の郊外遊幸を数えるに過ぎないとして、これは平城が遊獵・遊宴を行った期間が在位当初一年間の父帝の服喪と、大同三年秋以降のおそらく病気に悩まされた期間を除くと、わずかに二年そこそこであったことを考慮に入れても驚くべき質実さだと述べる。

そして次のように結論づける。

ともあれ、嵯峨朝以降の政治は平城朝の緊縮政策と正に対照的な性格を次第に明らかにした。そして朝儀と唐風文化の絢爛たる開花に向かうのである。この華やかさを支えたものが、勅旨田・公営田の広範な設置などの巧妙な財源獲得の新方法であつたことはいうまでもない。それは長い眼で見れば古代国家の崩壊を一步進めるものであつたにもせよ、平城朝の政策がひたすら財政支出を緊縮する消極的・硬化的なものであつたことに比べれば、はるかに積極的・弾力的なものであつた。平城朝はこのいわば「平安朝的なもの」の生まれ出るための苦悶であつ

たといえないだろうか。

「財政支出」と「唐風文化の絢爛たる開花」が即ち「平安朝的なもの」であるのかどうか、筆者はにわかには判断を下し難い。ただ、前述したように、目崎に限らず、大塚徳郎にせよ、橋本義彦にせよ、薬子の変を境にして、「平城朝的なもの」から「平安朝的なもの」へと転換したとしており、また近年、「王の年代記」という視座に立つ保立道久も嵯峨・淳和から都市的な文化と奢侈に取り囲まれた貴族文化が誕生したと説く^(注32)。薬子の変がその一大転換期であったことは、歴史研究において通説化していることを確認しておきたい。

なお保立はさらに次のように説く。嵯峨・淳和の王朝は奈良時代の律令制的な国家のありかた、王権・貴族・官衙のありかたとは大きく相違する平安時代の政治や官廷制度の基本的な枠組みを作り出した。奈良時代の律令制的な王権と国家は畿内の有力氏族が「氏」の名負の姓に従って官廷・官衙組織を担い、その集団が同時に官僚組織として全国を支配し、それを代表する専制的な王権に対して貢納を集中するような体制であり、官僚制的・機構的な全国支配の概観を呈するものの、実際には古代的な氏族が氏の代表として太政官の議政組織の中核を担う「公卿」を出して官廷と官衙の双方を担い、官廷・貴族社会と官衙がまだ十分に区別されていないような体制であった。これに対して、嵯峨・淳和の王朝の体制は、中央都市・京都を固有の支配領域とする都市的な王権であり、そこに畿内の本貫地からは離れて平安京に集住するようになった都市貴族が結集して官廷を構成し、そのさらに下に紀伝道（文章）・算道（計数）などの「道」に専業するようになった官人が官衙組織を構成するような、分節化された支配組織であったとし、そこでは官廷の中樞は天皇とその限られた範囲の閥族によって構成されそれを藏人所以下の組織が取り囲み、官衙組織は押し出されてその周縁に配置されることになり、これは律令制の導入以来、一世紀の時間が経過する中で中央の政治組織が充実・肥大化し、王と上級貴族社会が直接に行政に携わらなくても、政治が可能な程度にまで官衙組織が発展したことを意味しているとして、ここに本格的な都市王権と都市貴族の都市官廷世界、都市的な文化と奢侈に取り囲まれた貴族世界が生まれることになったと論じている。

さて、このように菓子の変を境にして、「平城朝的なもの」から「平安朝的なもの」へと転換していったのだとするとき、想起されるのが『古今集』仮名序である。仮名序は平城時代を古い時代の代表として捉えていると考えられるからである。

古よりかく伝はるうちにも、ならの御時よりぞひろまりにける。かの御代や歌の心をしろしめしたりけむ。かの御時に、正三位柿本人麻呂なむ、歌の聖なりける。これは、君も人も身を合はせたりといふなるべし。秋の夕、龍田川に流るる紅葉をば帝の御目に錦と見たまひ、春の朝、吉野の山の桜は人麿が心には雲かとのみ覚えける。また山部赤人といふ人ありけり。歌にあやしく妙なりけり。人麿は赤人が上に立たむことかたく、赤人は人麿が下に立たむことかたくなむありける。

ならの帝の御歌

龍田川紅葉乱れて流るめりわたらば錦なかや絶えなむ

人麿

梅の花それとも見えず久方の天霧る雪のなべて降れば
ほのぼのとあかしの浦の朝霧に島隠れゆく舟をしぞ思ふ

赤人

春の野にすみれ摘みにと来し我そ野をなつかしみ一夜寝にける
和歌の浦に潮満ちくれば濁をなみ芦べをさして鶴鳴きわたる

ここで、「ならの御時」と柿本人麻呂が同列に並べられていることから、「ならの御時」がどの天皇の時代を指すのか、さまざまな説が提示されている^(注33)が、この後に、

かの御時よりこのかた、年は百年余り、世は十つぎになむなりにけり。

と続くから、「かの御時（その天皇の御代）」は、具体的には「年は百年余り……」から逆に数えて平城天皇の時代

となり、「世は十つぎ」とあるが、平城天皇即位の年から醍醐天皇の延喜五（905）年まででちょうど百年、天皇は十代であり、

昔平城天子。詔侍臣。令撰万葉集。自爾以来。時曆十代。数過百年。

と記す真名序の記述もこれと照応している（全集『古今集』頭注）。

人麻呂と平城天皇を同時代とするのは、仮名序の執筆者が「時代を知らなかった」^{〔注34〕}のではなく、まさしく平城天皇までが前代であり、嵯峨以降が当代であるという認識に立つのではないかと考えられる。

谷戸美穂子はこれを、人麻呂と同時代という矛盾を犯してでも「なら」に託さなければならぬ何かがあったとして、それは右の『古今集』仮名序の傍線部にみえる「君も人も身を合はせたり」とした君臣唱和の理念を体现させたものであると説く。それは『万葉集』の中心的な歌人である人麻呂を「歌のひじり」として位置づけ、「ならの帝」の臣下におくことで、歌の心を理解しこれを広めたとする理想的な時代を描き出す。「ならの帝」と人麻呂との組み合わせは、『大和物語』にも見え、帝を慕う采女の入水が記されているが、采女と天皇といえは、雄略天皇に代表されるように、卓越した行為に彩られている。従って「ならの帝」が采女に慕われるというのも聖帝として魅力的な天皇像が示されているのだとする。また右の「龍田川」も『大和物語』に見える「ならの帝」の歌だが、「猿沢の池」・「龍田川」の紅葉が和歌の世界で結びついてくるのは平安期に入ってからであり、「なら」の像は必ずしも実際の平城（平城京時代）ということではなく、平安期になって旧都平城のゆかりと意識されていた、平安京がイメージする「なら」なのであると論じている^{〔注35〕}。

同様のことは『大和物語』についてもいえる。

百五十段　　ならの帝　　猿沢の池

百五十一段　おなじ帝　　紅葉の錦

百五十二段　おなじ帝　　いはで思ふ

百五十三段 ならの帝 藤袴 (平城天皇)

百五十段「ならの帝」では人麻呂が歌を詠んでいるため、一般的には次のように説かれる。「時代的に奈良朝のある天皇ということか。人麻呂は生没が明らかでなく、最後の歌は文武四年(700)であり、平城遷都前に没したとも、以後しばらく生存していたともいわれる。この話は奈良時代初期ということになるか。しかし、伝承の途中でさまざまな虚実が絡み合っただけで出来上がった話であり、平安時代よりもっと古い時代の天皇と采女の物語として受け取ればよいのであろう」(『新全集』頭注)。

だが、百五十三段の「ならの帝」は平城天皇であることが明らかであり、ここに「奈良の帝」「おなじみかど」の話が四話続くということは、これら四つの話を当時の人々は平城天皇の物語として享受していたと考える方が自然ではなからうか。「ならの帝」とは即ち平城天皇であり、平城天皇によって代表される、薬子の變以前の聖帝の総称なのである。このように考えると、「真名序」が『万葉集』は平城天皇によって撰集されたことも、辻褄が合うのである。いわば『万葉集』は「平城朝的なるもの」を象徴するものなのであり、一時代前の文化を代表する『万葉集』は、聖帝で和歌に秀でた平城天皇によって「撰集」されたのである。

歴史家の一致した見解であった、薬子の變を境とする「平城朝的なるもの」と「平安朝的なるもの」において、前者は文化・文学の分野においては、「平安朝的なるもの」に対置される往古の時代として認識されていたのだと言うことができる。

2

歴史研究では特に触れられていない(注36)が、薬子の變と深くかわるもので、「平安朝的な」文芸に関連するものに齋院制度があることに注目したい。賀茂神社は平安京の地主神であるが、特に齋院制度が設けられたのは、次のように説明されている。

『二代要記』

有智内親王 帝第九女、弘仁元年卜定、母正五位下交野女王、從五位上山口王女也、齋院始也、是與有平城隙御祈也、嵯峨天皇與平城天皇、昆弟之情不睦、故為祈願特設齋院、使皇女有智侍焉、

『二代要記』

『賀茂皇大神記』

桓武天皇の御後は、御位を第一の御子ぞつぎ給ひける、これを大同の天皇と申しけり、天下をしろしめす事、わづか四年にして、御くらゐをば御弟のみこ嵯峨の天皇にゆづり給ひて、先帝は奈良の故郷にすみ給ひけり、さてこそ平城天皇とは申なれ、——中略——其頃先帝内侍のかみ藤原葉子を御てうあいましまして、なにごとも此の人の申さるるにぞうちまかせ給ける、これは宰相種嗣のむ すめなり、心さがしくただけしき男子にもまさりたり、をりにふれて先帝へ奏し給ひけるは、いくほどなう御くらゐをさらせ給事口をしさよ、玉躰御つつがもましまさずして、いかでかくおほ立けるぞとなげきかなしみ申給ければ、先帝くやしき事におほしめして、御くらゐにつかせ給はば、われは后にぞなるべしといさみをなし、せうとの兵衛のかみ藤原仲成といふ人を大将として、畿内の兵をめしあつめ、いくさをととのへられけるほどに、世の中さわぎののしりて、万民たやすき心なかりけり、みかど此よしきこしめし、——中略——賀茂皇大神へ勅使をたてられし御事也、御祈ねがはくは官軍に神力をそへられ、天下ふいに帰せしめ給へ、しからば皇女を奉りて、御宮づかへ申さすべしとぞ勅願ふかく仰せられける、——中略——かくて、世の中静りしかば、御門御宿願はたし給はんために、有智内親王と申姫宮を齋王になし給ひて、弘仁元年四月に賀茂皇大神へ参らせ給ふ、此れいをもて、代々のみかどの御代はじめには、皇女を賀茂の齋にそなへらる、

『本朝月令』 中西賀茂祭事

或記云、延暦十二年癸酉、北野山中天皇行幸、而諸臣却奉各去（各二字年中行事秘抄為后）也、于時遭大火給、

祈申始奉鴨上下両神大祭事、率供奉諸司並奉齋内親王、又説云、嵯峨天皇與平城天皇 皇有隙不穆、于時嵯峨天皇 祈祷有感、初奉齋王云云（又見年中行 事秘抄）

○按ズルニ、齋院ノ創置ハ、嵯峨天皇ノ弘仁元年ナルコト、上來引用スル諸書ニテ明ナリ、然ルニ帝王編年記ニ弘仁九年五月以テ皇女有智子内親王始置賀茂齋院トアルハ、蓋シ齋院司創置ノ事ヨリ誤リシモノナラン、

このように、齋院の創置は嵯峨天皇が平城上皇との対立を克服するために賀茂大神に祈願して冥助を得たので、皇女有智子内親王を献じたことに始まると伝えられている。葉子の変直後の弘仁元年説（一代要記・賀茂皇大神記）と齋院司の置かれた弘仁九年説とがあるが、いずれにしても齋院制度とは、平城上皇の脅威から平安京を守り、平安京を永住の都とするために置かれたもので、それは蔵人所設置と同じく平城上皇排除の力学に基づいていた。特に齋院制度は賀茂祭に具現化されるように「平安朝的なるもの」を象徴するものだったといえよう。また、都の中にある齋院には来訪者も多く、後宮外の女流文学サロンを形成した例も多い。よく知られているように、選子・式子などが在位中も退下後もしばしば歌合を行っており、『源氏物語』や『狭衣物語』などの成立も齋院の文学サロンと深くかわっている。齋院制度は「平安朝的な」文化・文学のひとつの象徴だと考えることができる。

特に『源氏物語』には朝顔齋院が登場し、紫上は賀茂神の聖女とされ^(注37)、また賀茂祭の時空は物語の展開上、欠くべからざるものとしてあり、いずれも生霊・死霊の発動する時空間である。祭の間は仏事が行われないため、物の怪が跋扈するわけだが^(注38)、理由はこれに限らないであろう。筆者はかつてその背景に、都から追放された齋宮が仕える天照大神との確執があることを考察した^(注39)が、もうひとつ、齋院創始の事情を考え併せるならば、齋院制度が排除しようとしたものこそが、この祭の時空にたち現れるのではないかと考えられる。物語の想像力は、かつて平城上皇と嵯峨天皇が対立した時、嵯峨天皇が平安京の地主神賀茂神に祈願した葵祭の場に齋院創始の記憶を引き出しているのではないか。

齋院制度が排除しようとしたものは平城上皇と旧都奈良であった。これは『源氏物語』において、賀茂祭の時空に

生霊、死霊がかかわることと何らかの関連があるのではなからうか。

その生霊、死霊になる六条御息所と奈良とはかすかに繋がっている。源氏四十賀の折に、秋好中宮が、

十二月のあまりのほどに、中宮まかでさせたまひて、今年の残りの御祈り、奈良の京の七大寺に、御誦経、布四千反、この近き京の四十寺に、絹四百疋を分かちてせさせたまふ。ありがたき御はぐくみを思し知りながら、何ごとにつけてかは深き御心ざしをもあらはし御覽ぜさせたまはむとて、父宮、母御息所のおはせまし御ため
の心ざしをもとり添へ思すに、かくあながちにおほやけにも聞こえ返させたまへば、事ども多くとどめさせた
まひつ。若菜上

ここで注目されるのは、「近き京」四十寺にとどまらず、「奈良の京の七大寺」にまでひろげて豪華なお祝い品を用意しているということである。なぜ秋好中宮だけが「奈良の京の七大寺」にまで祈って源氏を祝うのであろうか。すぐ後にみえる「父宮、母御息所」在世中の志に添わんがための心遣いであったのであれば、もちろん「父宮、母御息所のおはせまし御ための心ざし」とは皇位継承にかかわる願いだっただけで、父春宮亡き後は娘の秋好中宮が入内して時めくことであつたであらう。これについてはすでに述べたことがあるので簡単に記すと(注40)、「奈良」という地名は、『源氏物語』を通じて二例のみである。第一部には全く見えず、第二部の若菜巻に「奈良の京」が、また宇治十帖の手習巻に「奈良坂」が認められるのみであるが、後者は入水未遂した浮舟が再登場する場面に関わって語られる重要な場所である。秋好中宮における「奈良の京」もまた、一例だけではあるが鮮烈なイメージを内包している。というのは、平安期の和歌その他の作品にも「奈良」あるいは「奈良の京」はほとんど描かれていないのだが、「奈良の京」だけで喚起される極めて印象深い作品があるからである。

むかし、男、初冠して、奈良の京春日の里に、しるよしして、狩にいにけり。

伊勢物語初段

むかし、男ありけり。奈良の京ははなれ、この京は人の家まだ定まらざりける時に、西の京に女ありけり。二段周知の通り『伊勢物語』には「奈良の京」は初段と二段に続いて出てくる。初段の場所は「奈良の京」、時代は二段に

よって、平安遷都して間もない頃と読める。ちょうど平城天皇前後の時代である。そして「男」は上皇の孫、業平。当然、業平には平城上皇がオーバーラップされてくる。また、初段の女はらからをかいま見する場面は、『源氏物語』若紫巻に移し替えられている。若紫巻では祖母の尼君と孫娘の組み合わせにずらされているが、『源氏物語』は匂宮三帖の竹河巻に至って、「女はらから」のかいま見を描き始める。三田村雅子が説くように^(注41)、竹河巻における姉妹の描き方は対照的で、宇治の大君・中の君へと深化しながら書き進められている。竹河巻の姉妹は玉鬘の娘たちであったが、宇治の姉妹は八の宮の娘たちである。そして八の宮は『源氏物語玉の小櫛』によれば、惟喬親王の面影に通ずるところがある。

浮舟も含めて、宇治十帖とは、皇太子になるべくして夢が潰えた、いわば廢太子的な人物の娘たちの物語なのである。橋姫巻で姉妹をかいま見する場面は、そのまま『伊勢物語』初段を想起させる。平安遷都間もない頃の奈良、旧都に取り残された姉妹、それは葉子の変における廢太子事件への連想にも繋がる。

廢太子となった高丘親王は平安時代、よく知られた人物であった。皇太子を廢された後、出家して真如親王となつた高丘親王は、空海の十大弟子となり、有名な歌を交わしている。

また、高丘親王、弘法大師に詠ませ給ふ歌、

いふならく奈落の底にいりぬれば利利も修陀もかはらざりけり

御かへし、大師、

かくばかり達磨の知れる君なれば多陀謁多までは到るなりけり^(注42)

俊頼髓脳

また、親王としてはただひとり入唐して、さらに南方に向かい、その途上で命を落とした。久松潜一は、宇津保物語の波斯国漂流とそれからの記述は、この親王の事跡をとりいれたかも知れないと述べている^(注43)。貞観四八六年七月、真如親王が唐に渡る時にはこれに従う僧侶は六十人にのぼったが、それより四年後中国からインドに向かって出

発した時には、そのお伴をしたものは極めて少数で、名前の伝わっている者は三人だけだという^(注44)。親王は長安から広州に赴きそこから船でインドに向かったが、マレー半島の羅越国で薨じた。

『伊勢物語』初段にはこのような廃太子流離の実話が対置されているのである。では『源氏物語』において廃太子はどのように語られているか。正編における前東宮は廃太子であったのかどうか。望月郁子は現在、有力視されている説のひとつに、前坊は物語の冒頭以前に亡くなったとする説があるが、それに従えば、今、十四歳の齋宮は生まれることができないから、『源氏物語』は東宮空位時代から始まるとし、前坊廃太子説を唱えている^(注45)。

いずれにしても六条御息所が生霊・死霊として繰り返し崇り、また生霊事件の折には故父大臣の霊が崇るのだと噂されることなどから、前東宮は廃太子の可能性が全くないとはいえない。前述したように、秋好中宮は「奈良の京の七大寺」に「父宮、母御息所のおはせまし御ための心ざしをもとり添へ思」しており、奈良との結びつきがあり、そして宇治十帖は廃太子的な人物とその娘たちの物語である。しかも『伊勢物語』初段と同じく姉妹の物語を語り、最後の浮舟は前に少しふれたように、『源氏物語』中、もう一例の奈良の用例を契機として語られる^(注46)。また采女の入水伝承がその人物造型に関与するなど、浮舟は奈良及び「ならの帝」に関するイメージともつながっている^(注47)。『源氏物語』の正編は賜姓源氏の物語だが、最後は廃太子的な人物とその娘たちの物語に行き着くのである。また浮舟と采女との結びつきは、「ならの帝」平城天皇をも浮かび上がらせる。

ところで平城天皇は実は、『源氏物語』の始発にも深くかかわっている。桐壺巻の尋常ではない更衣への愛は薬子に対する平城のそれを想起させるからである。

人の譏りをもえ憚らせたまはず、世の例にもなりぬべき御もてなしなり。上達部、上人などもあいなく目を側めつつ、いとまばゆき人の御おほえなり。唐土にも、かかる事の起こりにこそ、世も乱れあしがりけれど、やうやう、天の下にも、あぢきなう人のもてなやみぐさになりて、

桐壺巻

これらの表現は、今にも乱が起こりそうな不穏な空気を伝えている。藤井貞和は桐壺巻を「異国物語的な」悪くいえ

ばどこかの国の王さまとお后さまのおはなし、といった感じを持たされる」(注48)としているが果たしてそうであろうか。ここで玄宗皇帝と楊貴妃の話だけでなく異常な寵愛の末に乱に至った歴史的な大事件として、薬子の変が想起されたとしても不思議ではない。目崎徳衛も、薬子の変は有夫の婦人を奪って寵を与え、その一族が立身して衆人の怨みを買ひ、反乱が起こって都を逃れ、寵妃は死んで帝は生き残るといふ筋書きは、奇しくも半世紀以前唐に起こった安史の乱における玄宗と、ほとんど符節を合すると指摘している(注49)。玄宗は息子である皇太子の妃楊貴妃を寵愛し、平城は自分の妃の母を寵愛する点でも類似しているのである。

ちなみに秋山虔はこの時の桐壺帝には「帝王としての威厳とは無縁の狂気の人」のイメージがあるとし(注50)、篠原昭二もまた桐壺の物語の現実には聖代のそれとはあまりにも異なると述べ、後宮の平和は乱れ国乱も起こりかねない情勢であったというのだから、桐壺帝を聖帝と評価することはできず、『源氏物語』の時代において、延喜天曆聖代意識が広がりがつあり、物語はその聖代とされる時代を準拠としたにもかかわらず、物語世界は聖代と呼ぶに値しないと説くのである(注51)。だが、『源氏物語』では乱は起こらない。しかし更衣の代わりに入内した藤壺が皇統の乱れを引き起こす(注52)。この皇統の乱れが正編を貫くテーマになっていることは言うまでもない。そして注目されるのは、藤壺の崩御記事である。

かしこき御身のほどと聞こゆる中にも、御心ばへなどの、世のためにもあまねくあはれにおはしまして、豪家にこと寄せて、人の愁へとあることなどもおのづからうちまじるを、いささかもさやうなる事の乱れなく、人の仕うまつることをも、世の苦しみとあるべきことをばとどめたまふ。功德の方とても、勧むるによりたまひて、いかめしうめづらしうしたまふ人など、昔のさかしき世にみなありけるを、これはさやうなることなく、田中隆昭は、この藤壺の崩御記事全体は六国史后妃伝の形式にならったものであるとした上で、「事の乱れ」のあった例として「巧求愛媚。恩寵隆渥。所言之事。无不聴容。百司衆務。吐納自由。威福之盛。薰灼四方。属倉卒之際。與天皇同輦。」(『日本後紀』弘仁元年九月十二日条)と記される薬子の伝が思い合わされたのではないかとする(注53)が、

の神話を九世紀、特に清和・陽成朝の時代相の中に置いていた可能性が高いとする^(注54)。つまり、清和の皇子貞数親王は「時の人、中將(業平)の子となむ言ひける」(伊勢物語七九段)とか、清和皇后高子の不子は僧の善祐の子を身ごもったためであるという伝聞が残されている(宇多天皇日記寛平一年)が、これらは都市宮廷のいわば神話時代から生まれた物語が『伊勢物語』であり、それを受けてさらにフィクションを組み立てていったのが『源氏物語』であったとする。

しかし、その『伊勢物語』は平城天皇の時代、奈良の京から始まる。『伊勢物語』は平城天皇の歴史を抱え込む形で成立しているのである。そして『源氏物語』は薬子の変を思わせる始まりになっており、宇治十帖では廢太子とその娘達の物語になり、最後の浮舟は采女伝承を負いつつ、奈良という地名と共に再登場する。さらに『大和物語』には薬子の変とは対照的な平城天皇と皇太弟との仲睦まじい唱和が載せられており、また『古今集』『仮名序』に見られたように、平城朝は「柿本人麻呂を擁した聖帝の時代」でもあった。平安朝から見た時、平城朝は君臣相和す理想的な時代であると同時に上皇と天皇が武力を以て対峙するという乱が起こった危険な時代でもあった。だが、その両義的なあり方を担う平城天皇と薬子変こそは、物語の想像力における「九世紀の神話時代」の「乱れ」の物語を紡いでいく核になっているもの、あるいは物語の底にうごめく原動力になっていると考えることができる。^(注55)

注

- 注1 服部敏良『王朝貴族の病状診断』吉川弘文館1975
- 注2 北山茂夫「平城上皇の変についての一考察」『続万葉の世紀』東京大学出版会 1975 以下の北山説の引用は同書による。
- 注3 川上多助『綜合日本史大系3平安朝上』九九頁
- 注4 橋本義彦「薬子の変」私考『平安貴族』平凡社選書97/1986
- 注5 門脇禎二「II 律令政治の展開過程 第四章 律令体制の変貌 二 薬子の乱」『日本古代政治史論』二八二頁、及び三〇四頁注39 1981塙書房
- 注6 注4において、村山修一『日本都市生活の源流』四〇―四一頁の表から伺われるコメント。

- 注7 注1北山論文(三三一頁)は、「この変の、宮廷外に起こした唯一の波紋といふべきものがある」として、越前介阿倍清継、権少掾百済王愛釜らが、上皇が伊勢國に赴いたことを聞き込み、兵を挙げてこれに応じようとして、新任の介登美藤津を捕らえるという事件が起ったが、すぐに朝廷に鎮圧されてしまった(『日本後紀』卷二十)ことを記している。三三一頁
- 注8 大塚徳郎「平城朝の政治」『平安初期政治史研究』1969吉川弘文館 三六頁
- 注9 保立道久『平安王朝』岩波新書1996
- 注10 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」『平安文化史論』桜楓社1968
- 注11 注8大塚論文に同じ。
- 注12 注8大塚論文。平城が大同四年四月十三日に位を皇太弟に譲つて上皇となり、嵯峨天皇が即位すると、その即位の数日後には従来内官であつた觀察使を外官の兼任として、その食封を停止する勅を出し(日本紀略 大同五年六月丙申条)、その勢力をそごうとした。これを見ると、嵯峨天皇は二所朝廷の事態が起こる前に、上皇の政治の重要な勢力をそごうことに意を用いているのであり、これは上皇をいたく刺激したのではなからうか。そこで上皇は大同五年六月二十八日に異例の上皇の勅を下して、觀察使の制を廃止しその全員を參議に復さしめて、これを内官にとどめて食封の維持をはかつた。四四頁
- 注13 黛弘道「藤原薬子」笠原一男編・日本女性史1『めぐるめく王朝の女』日本評論社1972
- 以下の黛論文は本書による。但し、「平城上皇が嵯峨天皇に政治の全権を委ねず、さながら二天皇併立の情況であつたことは、——中略——このような上皇方の態度には薬子の意向が強く影響している」(二三三頁)とし、薬子の力を過大評価することには賛同できない。
- 注14 渡辺直彦「第五篇藏人所の研究」『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版 吉川弘文館1978
- 注15 和田英松『訂修 官職要解』一八三頁
- 注16 注3・川上論文一〇四頁
- 注17 吉村茂樹1933『岩波講座日本歴史』第二卷「平安時代の政治」二四—三一頁
- 注18 藤木邦彦『日本全史』3古代Ⅱ、五一頁
- 注19 角田文衛「勅旨省と勅旨所」『律令國家の展開』角田文衛著作集第三卷 法藏館1985
- 注20 注10目崎論文 六七頁
- 注21 弥永貞三『体系日本史叢書』1政治史I、一〇三頁
- 注22 亀田隆之「成立期の藏人に関する一考察」『日本歴史』二六三号
- 注23 注21弥永論文。一〇三頁
- 注24 注22亀田論文。

- 注25 森田侑「日本古代官司制度史研究序説」一八五―二一四頁
- 注26 注14渡辺論文。
- 注27 土田直鎮「内侍宣について」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館1992
- 注28 注14渡辺論文。
- 注29 橋本義彦「ク葉子の変ク私考」『平安貴族』平凡社選書97/1986
- 注30 岸俊男「元明太上天皇の崩御」『日本古代政治史研究』塙書房1966
- 注31 注10目崎論文三五―三七頁
- 注32 注9保立論文。
- 注33 熊谷直春は「―の御時」という表現を検証して、これが特定の天皇を指す表現であることを論じ、「ならの御時」は平城天皇を指すとの見解を示している（『古今集両序の「ならの帝」と山柿』『国文学研究』五八、1976）。
- 注34 注10目崎論文。
- 注35 谷戸美穂子「『古今和歌集』仮名序と「ならの帝」』『日本文学』2005・4
- 注36 注3川上論文だけが蔵人所と並べて、賀茂齋院の創設について記している。
- 注37 小山利彦「紫上と朝顔齋院―賀茂神に関わる聖女として」『源氏物語 宮廷行事の展開』桜楓社1991
- 注38 藤本勝義『源氏物語の物の怪』笠間書院
- 注39 久富木原「齋宮の母 六条御息所」『源氏物語 歌と呪性』若草書房 1997
- 注40 久富木原「平城天皇というトポス―歴史の記憶と源氏物語の創造―」『源氏物語 重層する歴史の諸相』竹林舎2006
- 注41 三田村雅子「第三部発端の構造―語りの多層性と姉妹物語」『源氏物語 感覚の論理』有精堂出版1996
- 注42 『統千載集』釈教928に入る。なお、『袋草紙』「希代の歌」には順序が逆になって収録されている。
- 注43 久松潜一「宇津保物語と波斯国など」『日本古典文学大系 月報』32・1959/12
- 注44 橋本進吉「真如親王と共に渡天の途に上つた入唐僧円覚」『伝記・典籍研究』橋本進吉博士著作集第十二冊岩波書店1972/5
- 注45 望月郁子「前坊」『廢太子』『二松学舎大学人文論叢』63/21/1999・10
- 注46 注40久富木原論文。
- 注47 久富木原「源氏物語と采女伝承」『源氏研究』9号 翰林書房2004/4
- 注48 藤井貞和「光源氏物語の端緒の成立」『源氏物語の始原と現在』定本 冬樹社1980/5
- 注49 注10目崎論文。

- 注50 秋山虔「桐壺帝と桐壺更衣」講座『源氏物語の世界』第一集有斐閣1980
- 注51 篠原昭二「桐壺巻の基盤について―準拠・歴史・物語」『源氏物語の論理』東京大学出版会1992
- 注52 久富木原「藤壺造型の位相―逆流する『伊勢物語』前史」『源氏物語研究集成』第五巻「源氏物語の人物論」風間書房 2000
- 注53 田中隆昭「六国史后妃伝と藤壺崩御の記事」『源氏物語歴史と虚構』勉誠社1993
- 注54 注9保立論文。
- 注55 浅尾広良「嵯峨朝復古の桐壺帝―朱雀院行幸と花宴」『源氏物語と准拠と系譜』が嵯峨朝に准拠を求めるのは示唆的である。

付記

脱稿後に接し得た資料に、『俊成卿万葉集時代考』・賀茂真淵『大和物語直解』・雨海博洋『大和物語』「ならの帝」『二松学舎大学論集』1971がある。これらはいずれも「ならの帝」を平城天皇だとしている。また大江親通『七大寺巡礼私記』110は、「わきもこが」の歌が薬子の変で平城上皇が敗れ、高丘親王を伴って東国へ下ったことから、その母継子が猿沢の池に投身したのを平城上皇が悲しんで詠んだ歌として伝えている(益田勝実「説話におけるフィクションとフィクションの物語」『国語と国文学』1995)。平城天皇が伝承的人物としてあったことは藤岡忠美が「薬子との関係や、平城京が廃都の「ふるさと」になっているから、かなり悲劇的なヒーローになっている、というような可能性」に言及している(藤岡・片桐・増田・小町谷・藤平・対談)『仮名序からみた『古今集』撰集の意図』『シンポジウム 日本文学2 古今集』学生社2005)。なお廣田収は平城天皇という名そのものが都人による伝承であり、平城天皇伝説の成立そのものである。さらに平城帝という呼称を結合させ、対偶させることが伝承の生成となるとし、上皇でありながら、さすらいの果ての悲劇的な運命をもつところに伝説の主人公としての強烈な像を結ぶと説いている(「平城天皇伝説」南都文化研究組織研究発表2007/7/22)。

本稿は二〇〇七年一月九日古代文学研究会で口頭発表したものである。席上、貴重なご意見を賜った諸氏にお礼申し上げます。なお、本稿は二〇〇七年度科学研究費補助金基盤研究(S)「戦(いくさ)に関わる文字文化と文物の総合的研究」の成果の一部であることも申し添えておく。